

改正

昭和三五年七月三〇日三重県規則第六二号
昭和五九年九月二八日三重県規則第四二号
昭和六一年六月二四日三重県規則第四〇号
平成六年三月三十一日三重県規則第五八号
平成一〇年三月二七日三重県規則第一七号
平成一三年一〇月一九日三重県規則第八四号
平成一七年三月七日三重県規則第九号
平成二八年三月二二日三重県規則第二二号
令和二年一二月一五日三重県規則第八四号

興行場法施行細則を次のように定める。

興行場法施行細則

興行場法施行細則（昭和三十二年三重県規則第九十七号）の全部を改正する。

（許可の申請）

第一条 興行場法（昭和三十二年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる営業の区分ごとに、当該各号に定める申請書を当該営業を営もうとする地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

- 一 常設営業 興行場営業許可申請書（第一号様式）
- 二 仮設営業 仮設興行場営業許可申請書（第一号様式の二）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 常設営業
 - イ 興行場の平面図（建物配置図、各階平面図及び観覧席配置図とし、実測値が単位メートルで記入されているもの。第三条において同じ。）
 - ロ 建物又は敷地の所有者が申請者と異なる場合には、その所有者の承諾書
 - ハ 法人にあつては、登記事項証明書
- 二 仮設営業
 - イ 興行場の平面図
 - ロ 建物又は敷地の所有者が申請者と異なる場合には、その所有者の承諾書

ハ 法人にあつては、登記事項証明書

- 3 法第二条第一項の規定による興行場の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者が第一項の申請書を提出するに当たつては、前項第一号イ又は第二号イに掲げる事項（第三条の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合に限り、それぞれ当該書類の添付を省略することができる。
- 4 法第二条第一項の規定による興行場の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者で、前項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式又は第一号様式の二に添えて、提出しなければならない。

（許可証の交付）

第一条の二 保健所長は、法第二条第一項の規定により許可したときは、第二号様式又は第二号様式の二による営業許可証を申請者に交付しなければならない。

（承継の届出）

第二条 興行場法第二条の二第二項の規定による相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は、興行場営業相続承継届出書（第三号様式）、興行場営業合併承継届出書（第四号様式）又は興行場営業分割承継届出書（第四号様式の二）によつて行わなければならない。

- 2 法第二条の二の規定のうち、相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 法第二条の二の規定のうち、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

（変更等の届出）

第三条 興行場営業を営む者は、次の各号に掲げる場合には、その事実が発生した日から十日以内に当該各号に定める届出書によりその旨を当該興行場の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。この場合において、第一号に掲げる届出のうち施設の構造設備の変更に係る届出にあつては、当該届出書に変更前及び変更後の平面図を、第三号に掲げる届出にあつては、当該届出書に第二号様式又は第二号様式の二による許可証を添付しなければならない。

- 一 第一条の申請書又は前条の届出書に記載した事項に変更があつたとき 興行場営業許可申請書（承継届出書）記載事項変更届出書（第五号様式）
- 二 営業の全部又は一部を停止したとき 興行場営業停止届出書（第六号様式）
- 三 営業を廃止したとき 興行場営業廃止届出書（第七号様式）
- 四 営業の停止後、当該営業を開始したとき 興行場営業開始届出書（第八号様式）
（増築、修繕及び模様替えの基準）

第四条 興行場法施行条例附則第四項の規則で定める増築、修繕又は模様替えは、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定めるものとする。

一 増築

- イ 観覧室の床面積が四百平方メートルを超える興行場にあつては、増築後の延面積が既存施設の延面積の百分の百三十以上となる増築
- ロ 観覧室の床面積が百五十平方メートルを超え、四百平方メートル以下の興行場にあつては、増築後の延面積が既存施設の延面積の百分の百四十以上となる増築
- ハ 観覧室の床面積が百五十平方メートル以下の興行場にあつては、増築後の延面積が既存施設の延面積の百分の百五十以上となる増築

- 二 修繕 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕
- 三 模様替え 建築基準法第二条第十五号に規定する模様替え

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年七月三十日三重県規則第六十二号）

- 1 この規則は、昭和三十五年八月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて交付されている証票、許可証等は、当分の間、この規則による改正後の規則の規定に基づいて交付された証票、許可証等とみなす。
- 3 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則施行前にこの規則による改正前の規則に基づいて調整した簿冊及び用紙等は、この規則施行後においても、当分の間使用することができる。

附 則（昭和五十九年九月二十八日三重県規則第四十二号）

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年六月二十四日三重県規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日三重県規則第五十八号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際限に改正前の興行場法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の興行場法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成十年三月二十七日三重県規則第十七号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年十月十九日三重県規則第八十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日三重県規則第九号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県規則第二十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月十五日三重県規則第八十四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の興行場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

興行場営業許可申請書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

申請者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

興行場営業の許可を受けたいから、興行場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行場の種別
- 3 入場者定員
- 4 構造設備の状況（別表）
- 5 しゅん工予定期日
- 6 施設（建物又は敷地）の所有者の住所及び氏名

備考 1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 興行場の平面図（建物配置図、各階平面図及び観覧席配置図とし、実測値を単位メートルで記入すること。）

(2) 建物又は敷地の所有者が申請者と異なる場合には、その所有者の承諾書

(3) 法人にあつては、登記事項証明書

2 申請者が個人の場合は、その生年月日を氏名の下欄に記載すること。

別表

興行場の構造設備の状況

敷地面積		平方メートル	建築面積	平方メートル	建築様式 (構造)	
出入口		ヶ所	温度計 湿度計	ヶ所	清掃用具等 保管設備	ヶ所
観 覧 室	床面積 (延面積)	平方メートル (うち2階)		平方メートル、3階以上	平方メートル	
	天井高	平場 (最高メートル、最低メートル)	階段又は階下 (最高メートル、最低メートル)			
	観覧席	1 いす席 (席 / 1人占有面積		平方メートル	
		2 座席 (席 / 1人占有面積		平方メートル	
3 立見席 (席 / 1人占有面積		平方メートル		
4 その他 (席 / 1人占有面積		平方メートル		
空調関係設備	1 換気能力 (立方メートル/秒)				
	2 空気調和設備又は機械換気設備					
		□空気調和設備 (台)				
		□機械換気設備 (台)				
		□第1種 (給気機と排気機を有するもの) (台)				
		□第2種 (給気機と自然排気口を有するもの) (台)				
		□第3種 (自然給気口と排気機を有するもの) (台)				
		※管理方法 □中央管理方式 □個別管理方式				
照明の状況	床面での照度		床面から0.8mの高さの照度		床面から0.4mの高さの照度	
	観覧室 (上演中)	ルクス	出入口	ルクス	映写室・モニター室 (上演中)	ルクス
			売店	ルクス		
	観覧室 (上演中以外)	ルクス	楽屋	ルクス	映写室・モニター室 (上演中以外)	ルクス
			入場券売場	ルクス		
	ロビー	ルクス				
	休憩室	ルクス				
	廊下	ルクス	補助照明設備の設置の有無 (設置場所) 有 ・ 無)			
階段	ルクス					
便所	ルクス					

便 所	手洗室等前室	有・無	構 造	水洗・改良便槽
	流水式手洗設備	有・無	換気設備	機械換気設備・空気調和設備 ・その他（ ）
	材 質	床面（ ）・内壁（ ）		
	便 器 数	男子用 大便器 個 女子用 小便器 個	小便器 個（成人用） その他 個	
喫 煙 場 所	喫 煙 室	有（局所排気装置設置ヶ所） ・ 無		
	喫煙室以外の喫煙場所	有（ヶ所） ・ 無		
調理室及び食堂	空調関係設備	機械換気設備・空気調和設備		
	調理室の局所排気装置	有・無		
廃 棄 物	ゴミ箱ヶ所	ゴミ集積場 有（ヶ所） ・ 無		
そ の 他				

仮設興行場営業許可申請書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

申請者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

興行場営業の許可を受けたいから、興行場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行場の種別
- 3 入場者定員
- 4 構造設備の状況
 - (1) 建築様式
 - (2) 建築の構造の概略
 - (3) 観覧席の状況
 - (4) 便所の有無
- 5 営業時間
- 6 施設（建物又は敷地）の所有者の住所及び氏名

備考 1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 興行場の平面図
- (2) 建物又は敷地の所有者が申請者と異なる場合には、その所有者の承諾書
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書

2 申請者が個人の場合は、その生年月日を氏名の下欄に記載すること。

許可番号

興行場営業許可証

氏名

年 月 日付で申請のあった興行場営業について、興行場法第2条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

三重県 保健所長

印

1 興行場の名称

2 興行場の所在地

許可番号

仮設興行場営業許可証

氏名

年 月 日付で申請のあった仮設興行場営業について、興行場法第2条第1項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

三重県 保健所長

印

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種類
- 4 営業期間

興行場営業相続承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏 名

生年月日

被相続人との続柄

興行場の営業者の地位を相続により承継しましたから、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 被相続人の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考 次の書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

興行場営業合併承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

事務所所在地

名 称

代表者氏名

興行場の営業者の地位を合併により承継しましたから、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 合併により消滅した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 合併の年月日

備考 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付すること。

興行場営業分割承継届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

事務所所在地

名 称

代表者氏名

興行場の営業者の地位を分割により承継しましたから、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 分割した法人の名称、事務所所在地及び代表者の氏名
- 3 分割の年月日

備考 分割により興行場の営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添付すること。

第5号様式（第3条関係）

興行場営業許可申請書（承継届出書）記載事項変更届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

次のとおり変更しましたから、興行場法施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

1 興行場の名称及び所在地

2 興行場の種別

3 変更事項

変更前	
変更後	

4 変更の年月日

備考 施設変更の届出にあつては、変更前及び変更後の図面（実測値を単位メートルで記入すること。）を添付すること。

興行場営業停止届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

興行場営業の全部（一部）を停止しましたから、興行場法施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行場の種別
- 3 停止の理由
- 4 停止期間

興行場営業廃止届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

興行場営業を廃止しましたから、興行場法施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

1 興行場の名称及び所在地

2 興行場の種別

3 廃止の理由

4 廃止年月日

備考 許可証を添付すること。

興行場営業開始届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及
び代表者氏名

興行場営業を開始しましたから、興行場法施行細則第3条の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行場の種別
- 3 開始の理由
- 4 開始年月日